

----- 『大型車の交通量低減に関する意向調査』 ご協力をお願い -----

アンケート調査の協力依頼文

平成 12 年 12 月、尼崎公害訴訟は、大阪高裁で和解が成立しました。（兵庫県では、大型車による排気ガス規制のための条例を改正し、平成 16 年 10 月から運行規制が実施されています。）

一方、平成 15 年 6 月には、中央公害等調整委員会において、国道 43 号と阪神高速道路沿道の尼崎地域の大气汚染の改善をめざして、事業主団体等の協力を得て、大型車の運行経路、運行経路選択要因、運行実態（頻度、時間帯等）、車両年式、ディーゼル微粒子除去装置装着の有無、環境ロードプライシングの試行内容の充実や交通規制が実施された場合の運行経路選択に係る意向等に関する調査を主とするあっせんが成立しました。

このあっせんを受けて、運行経路の見直しの意向等の調査を行い、交通規制の可否の検討を警察庁に要請していくために、尼崎地域を通行する大型車の関係事業所とドライバーの皆様のご意見をお聞きするための調査を実施することにいたしました。

一方、現代社会では、物流が社会生活の隅々まで不可欠であることも確かです。本調査を踏まえて、効果的で、かつ運送事業所やドライバーの皆様に、できるだけ負担にならないような方策があるかどうか検討していきたいと思っています。

皆様にはご多忙とは思いますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、このアンケートの個別情報は、外部に公表されることは一切ありません。

平成 年 月 日  
国土交通省近畿地方整備局